

熊本市税条例等の一部改正について

熊本市税条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第 1 条 熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 28 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 25 条の 2 第 6 項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 28 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 27 条の 5 の 2 第 1 項第 5 号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第 27 条の 6 の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に

改める。

第28条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改め、同条第9項中「当該該当することとなった日から2月以内に」を「、当該該当することとなった日から2月以内に、」に改める。

第28条の3第2項中「前条本文」を「前項本文」に改め、同条第3項中「当該確定申告書に」を「、当該確定申告書に、」に改める。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第28条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第30条第1項中「次」を「、次」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に、「認めるときは」を「認められるときは、」に改め、「同項に規定する期間内

において」を削る。

第32条の7第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第35条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第46条第2項中「においては」を「において」に、「認める」を「認められる」に改め、「同項に規定する期間内において」を削る。

第65条第3項中「別に」を「、別に」に改める。

第149条第2項中「前項」を「、前項」に、「認めるとき」を「認められるとき」に、「別に納期」を「、別に納期」に改め、「おいて、」の次に「市長が」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)」を付し、同条第1項中「うけよう」を「受けよう」に改め、同条第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条の4に見出しとして「(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)」を付す。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の4の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の4の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の4の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第20条の4中「附則第19条第2項」を「附則第19条第1項、第2項」に改める。

附則第21条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附則第25条を削る。

(熊本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち熊本市税条例第28条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第19条第2項、第25条第1号及び第28条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

(熊本市手数料条例の一部改正)

第3条 熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「料金」を「額」に改め、同項第18号の2中「交付」の次に「(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加え、同項第19号の2中「固定資産名寄帳、固定資産課税台帳」を「固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳」に改め、同号ただし書及び同項第20号ただし書中「1冊」を「、1冊」に改め、同項第26号中「住宅用家屋証明申請」を「住宅用家屋証明書の交付」に改める。

第4条中「問い合わせ等なんら」を「問合せ等何ら」に、「文書」を「、文書」に、「手数料」を「、手数料」に改める。

第7条中「謄本抄本の下付」を「謄本又は抄本の交付」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市税条例第28条の3の2及び第28条の3の3の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2及び第17条の2の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中熊本市税条例第25条の2、第27条の6の2、第28条の2第1項ただし書及び第2項並びに第35条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3、第18条の4の2及び第18条の4の3の改正規定並びに第2条（熊本市税条例等の一部を改正する条例附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第3条中熊本市手数料条例第2条第1項第18号の2の改正規定 令和6年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）第28条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の熊本市税条例（次項において「旧条例」という。）第28条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例の規定中個人の市民税に関

する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提出理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。